

平成18年12月14日（木曜日）

出席議員（18名）

議 長	八 田	外 茂	男 君		9 番	中 川	達 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	南	守 雄 君
2 番	小 谷	一 也	君		11 番	中 村	哲 彦 君
3 番	能 村	憲 治	君		12 番	黒 田	泰 三 君
4 番	北 川		進 君		13 番	中 居	治 君
5 番	清 水	文 雄	君		14 番	田 中	祥 次 君
6 番	水 口	裕 子	君		15 番	米 田	満 君
7 番	渡 辺		旺 君		16 番	堂 下	清 孝 君
8 番	野 村	輝 久	君		17 番	重 原	義 之 君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成	君			山 田	吉 弘 君
助 役	浅 田		裕 君			谷 口	源 成 君
教 育 長	浜 田		寛 君			川 口	克 則 君
総 務 部 長	奥 村	忠 男	君			夷 藤	涉 君
まちづくり 政 策 部 長	西 尾	雄 次	君			黒 田	邦 彦 君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君			荒 家	良 樹 君
都市整備部長	中 本	英 夫	君			黒 田	孝 雄 君
教育委員会 教 育 次 長	高 木	和 彦	君			長 丸	信 也 君
消 防 長	島 田	敏 郎	君			北	雅 夫 君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君			出 川	常 俊 君
総 務 部 長	田 中		徹 君			八 田	精 三 君
総 務 部 長	向	貴 代	治 君			中 西	昭 夫 君
まちづくり政策部 企 画 財 政 課 長	橋 本		稔 君			東	耕 三 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第3号）

平成18年12月14日 午後2時開議

日程第1

認定第1号 平成17年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第9号 平成17年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

議案第86号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から

議案第98号 請負契約の変更について

〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕まで

日程第3

追加議案の上程

議案第99号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第100号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第4

議会議案第6号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について

午後2時30分開議

開 議

議長【八田外茂男君】 ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【八田外茂男君】 本日の会議に説明のため出席している者は、6日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第1、平成18年第3回定例会において決算特別委員会に付託、継続審査となっております認定第1号

平成17年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成17年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの9議案を一括して議題といたします。

決算特別委員長報告

議長【八田外茂男君】 まず、決算特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

能村憲治決算特別委員長。

〔決算特別委員長 能村憲治君 登壇〕

決算特別委員長【能村憲治君】 平成18年第3回定例会において、当決算特別委員会に付託されました平成17年度各会計決算認定について、議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員の方々には

長時間にわたり慎重審議をしていただいたことに対し、深甚なる敬意を表するものであります。

本委員会は、10月3日の第1回の会議より実質審査に入り、11月10日の総括審査まで計5回に及んだものであります。

この間、委員からは活発な質疑質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

この結果、認定第1号平成17年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成17年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成17年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成17年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成17年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成17年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号平成17年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、本委員会として、次の主な諸点について指摘しておきたいと思っております。

その1点目として、都市計画税は目的税として課税され、都市計画事業に充当したとなっている。市街化調整区域においても、公園、下水道整備等の都市計画事業の進捗が図られている現状を勘案し、都市計画税の課税を検討する必要があるのではないかと。

2点目として、研修、先進地視察等に職員を派遣して得られた情報は、コミュニケーションを通して職員全体の共有財産となるよう努めること。

3点目として、秀鉦苑にある国際交流の記

念植樹の標柱の字が読み取れなくなっている。中国呉江市との姉妹都市の友好を記念した大切な記録であり、早急に修復するとともに、適正な管理に努めること。

4点目として、犬のふんの後始末等でマナーのよくない飼い主が見受けられる。環境美化条例の罰則を広報等で大々的にPRして、飼い主のマナー向上を図ること。

5点目として、他町では1年を通して役場敷地内で日中にリサイクル収集を行っているところもある。当町も実施に向け検討すること。

6点目として、ごみの不法投棄の取り締まりは、時間帯や2人で巡回する体制等を考え、夜間の監視も可能か検討すること。

7点目として、ことしの町民体育祭は、種目の減少や終了時間を早めて昼食時間をなくするなど例年とプログラムを変更したため、一部の町民の方から不満の声があった。関係者と十分協議をして、参加者が納得のいく運営に努めること。

以上、7点の指摘事項のほか、9項目の指摘事項も合わせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成18年12月14日

決算特別委員会委員長 能村憲治

議長【八田外茂男君】 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 これより決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより採決に入ります。

まず、認定第1号平成17年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、認定第2号平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成17年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第5号平成17年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての4決算を一括して採決いたします。

本決算4件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、認定第2号、認定第3号、認定第4号並びに認定第5号の4決算はこれを認定することに決定をいたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、認定第6号平成17年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成17年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第8号平成17年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての3決算を一括して採決いたします。

本決算3件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、認定第6号、認定第7号並びに認定第8号の3決算はこれを認定することに決定をいたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、認定第9号平成17年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、認定第9号はこれを認定することに決定をいたしました。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第2、去る12月8日、各常任委員会に付託いたしました議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から議案第98号請負契約の締結について〔大根布パイパス管整備工事（その2）〕までの13議案及び継続審査となっております陳情第9号、陳情第10号を一括議題といたします。

常任委員長報告

議長【八田外茂男君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

重原義之総務常任委員長。

〔総務常任委員長 重原義之君 登壇〕

総務常任委員長【重原義之君】 平成18年第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第9款消防費第1項消防費、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第93号内灘町長等及び職員の倫理条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第94号内灘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、運用については慎重に期すべきとの意見があったことを申し添えます。

議案第95号内灘町新エネルギー事業財政調整基金条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、継続して審査することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成18年12月14日

総務常任委員会委員長 重原義之

議長【八田外茂男君】 中川達文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中川達君 登壇〕

文教福祉常任委員長【中川達君】 平成18年第4回定例会におきまして、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第4条繰越明許費、第10款教育費第2項小学校費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第88号平成18年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第91号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第92号平成18年度内灘町介護保険特別

会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第96号石川県後期高齢者医療広域連合の設立については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、福祉センター浴場の衛生管理について議論を行ったが、国の公衆浴場における衛生管理要領に基づき適正に管理していること、さらにその基準を上回る検査回数や浴槽水の入れかえを行っていること等を確認した。

これからも引き続き衛生面の配慮を怠ることなく、利用者に安心してくつろげる浴場に努めるよう付言する。

また、内灘町立保育所民営化検討委員会からの報告書について報告があったが、この報告をもとに具体的な町の方針を作成することが急務と思われるので、申し添えます。

また、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査をすることに決しましたので、申し出いたします。

平成18年12月14日

文教福祉常任委員会委員長 中川達

議長【八田外茂男君】 田中祥次産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 田中祥次君 登壇〕

産業建設常任委員長【田中祥次君】 平成18年第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、企業局長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、審議を重ねました結果、議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、いずれも妥当と認め、原案を可と

することに決しました。

議案第87号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第89号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第90号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第97号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第98号請負契約の締結について〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道及び都市計画事業など所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成18年12月14日

産業建設常任委員会委員長 田中祥次

議長【八田外茂男君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長【八田外茂男君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

14番、田中祥次さん。

〔14番 田中祥次君 登壇〕

14番【田中祥次君】 文教福祉常任委員長にお尋ねをいたします。

去る一般質問におきまして、私が福祉センター問題に指摘をいたしました。そのとき助役の答弁は、関係者のところにその検査の結果を提出して見ているというようなことで一応は終わったわけですが、大体において検査をしたものを、あらかじめきれいになったものを保健所に持って行って、そこで検査をすれば、いい結果が出るのは当たり前なんです。

私が申し上げたのは、3月に私が発病してから今日、12月までのそういう検査結果と、さらにまたその間の当直日誌等、また薬品を投入したこの責任者、だれが次亜塩素等のそういう薬品を投入したか。

滅菌には、次亜塩素は非常に有効に消毒には効くわけですが、人体には大変問題がある薬品でございます。決して軽はずみな素人が、今のお湯の状態はこうだからといってお湯の中に投入するような問題じゃないんです。まして、福祉センターは足腰の弱い年寄りが主にお使いになる、そういう公衆的浴場であります。

さすれば、そういう薬品を投入してきれいになったものを保健所に持っていくような、やはりその日の晩だとか明るる日だとか、それが6月、9月に検査をしたから大丈夫だ。全く人権無視の、人命無視のそういう答弁でありまして、言うに私は今回のこの問題について、もしもここで打ち切りというようなことになれば、これは私なりにこれから毎日福祉センターのお湯を採取して、石川中央保健所なり、また金沢保健所、津幡保健所に提出をする、そういう運びになってもおります。

また、そこに働いているパートの人たちが夜中に三助ごときまねをせないかん。そういう料金はどういう料金体系でそれを支払いしておるのか。

また、パートの人が1年、3年、5年、7年、8年と、1年契約のものが長期にわたって採用されている。そういう人たちが何を基

準かとお尋ねしたところが、「私が任命した館長がそれを決めた」、このような答弁でありました。しかし、館長自身がパートなんです。館長自身が臨職なんです。

さすれば、そのいわゆる勤務評定というものがなければおかしい。その勤務評定を速やかに委員会に出して検討していただきたい、そういうことが委員会になされたのかどうか。その提出をまた私どもに提出される気があるのかないのか。そういう点を文教福祉常任委員会の委員長にお尋ねしておきたいと思いません。

議長【八田外茂男君】 中川達文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中川達君 登壇〕

文教福祉常任委員長【中川達君】 今ほど田中議員の私に対する質疑という中で、当委員会として議論を重ねた事項に対して答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、検査結果につきましては、先ほど報告のとおり国の基準、そしてまたそれ以上、それを上回る適切な清掃管理、そして浴場管理をしっかりとしておいでであることを確認させていただきました。

また、先般来、大腸菌あるいはノロウイルス、いろんな菌があるんじゃないかということも確認をさせていただきました。幸いには、この内灘町の福祉センターにはそういった大腸菌、そしてまたノロウイルス、今日に至るまで確認はされておられません。

ただ、ジェットバス、そういった中で、昨年度あるいはおとし報道等に話がありましたそういった菌が若干、基準値よりも下回る菌がおったことは事実です。しかし、それは国の基準値より大幅に下回った固体の検査結果が出ております。

そういった中で、やはり最も人間として害のあるそういった菌が、今現在、国の基準には達していない。そしてまた、国の基準値よ

りも大きく下回っているということを確認させていただいておりますので、どうぞ安心して町民の皆様に使っていただくよう、皆様の方もまたひとつ適切なお助言を賜りたいと、このように思っております。

そしてまた、この次亜塩素の薬品をパートの方が入れておるんじゃないかという話もございましたけれども、ちょっと訂正させていただきませうけれども、下請の会社の方が入っているんじゃないかなという話もございましたけれども、やはり職員が時間時間によりはかかって次亜塩素を基準値どおり入れているということを私どもの委員会でも確認をさせていただいております。

また、そういう素人が入るような状況ではないということも、これは当然の皆様の本意だと思っておりますけど、そのとおりだと思っております。

また、パートの長期就労という形で今お尋ねございましたけれども、やはり額に汗をして一生懸命自分の与わっている仕事に頑張っているという方、そういった方の体にも何の都合もないという中で与えられた仕事を頑張っているという形の中で、やはりそれはいろんな条件があるかと思っておりますけれども、一生懸命働いていただければいいかなと私はこのように思っておりますけれども、これは町の条例等いろんな規則がございますけれども、それ以上のことは委員長としては申し上げることにはなからうかと思っております。

そういったことをご理解して、ひとつ当委員会に付託されましたそういったことを認識していただければ幸いですと思っておりますので、答弁に、あるいはまた方向性にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長【八田外茂男君】 ほかに質疑ありませんか。

14番【田中祥次君】（議席より）この問題については、3月までにきちっとまた時間

をかけて再度申し上げたいと思います。

つけ加えておきます。

議長【八田外茂男君】 委員長に対する質疑はほかにございませんでしょうか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

2番、小谷一也さん。

〔2番 小谷一也君 登壇〕

2番（小谷一也君） このたび定例会に提出された議案第94号内灘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に対する反対討論をしたいと思っております。

今回提出されたこの条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づくものであり、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもので、安定性、効率性等の観点から複数年度にわたり契約を締結することが必要なものを選ぶことであり、事務の効率化が可能になるということですのでございます。

この条例に関して、町の長期契約条例適用想定事業一覧を確認したところ、各施設の電気保安、警備、エレベーターの点検、システムの保守点検などについては業務の性質上必要であると思われるが、必要でないと思われるものが含まれております。その一つに、下水道設備運転管理委託業務が上げられます。

この業務に関しては、平成17年6月の関連質問の中で、この業務に係る入札に関し、長期間にわたり、この前年度まで管理していた業者を指名から外し入札を執行した件について、当時の指名審査委員長であった前助役に質問したところ、業者を入れかえた方が入札額が安くなるとのことでありましたが、行財

政改革が必要になってくる中、確かにそうとれる点もございましたが、町長選挙の直後の入札であり、いまだに疑問に思っている次第であります。

それ以降、以前管理した業者は指名にも入っていません。行財政改革が必要となっている中で、高額な委託業務については安易に長期継続契約をするのはおかしいのではないかとと思う次第であり、また指名業者が入れかわった状態でこの条例を執行するのは議案第93号内灘町長等及び職員の倫理条例の第4条第1項の特定の業者の便宜を図る行為と相反するものであり、このやり方は随意契約を維持するための長期継続契約を利用して無理やり正当性を持たせるやり方ではないでしょうか。

私は町職員時代、公共下水道供用開始から平成7年までこの間、COD、BOD、窒素、燐などの水質試験、そして微生物の状態によるロータンの運転管理をしてきました。この業務に関しては非常に熟知しております。不透明なままこの条例を通してはいけないのではないのでしょうか。

議員各位におかれましては、透明なガラス張りの判断のもと、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 議案第94号の反対討論ですが、これに対する賛成討論はございますでしょうか。

ほかに討論ありますか。

16番 堂下清孝さん。

〔16番 堂下清孝君 登壇〕

16番【堂下清孝君】 私は、議案第96号石川県後期高齢者医療広域連合の設立について反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が現在加入をいたしております国民健康保険や組合保険などを脱退させられ、後期高齢者だけの独立した保険が創設されるものであります。広域連合は独自の議会を設置をし、保

険料などの条件を定めというふうになっております。

議員の選出方法は、制度上は住民の直接選挙も可能であります。現実には直接選挙は無理。実際は市町村議会などの間接選挙になると、厚生労働省は想定をいたしております。このように本条例もなっています。

このため、広域連合議会の構成は、市長、市町村議会の議員などで占められ、住民が運営に参加できる仕組みは困難となっております。住民との関係が遠くなる一方で、国には助言の名をかりた介入や財政調整交付金を使った誘導など大きな指導権限を与えております。広域連合が国言いなりの保険料取り立て、給付抑制の出先機関になるのではないかとという心配をいたしております。

本来、広域連合は市区町村から自発的に発議するものであります。これまでの広域連合は市区町村の判断で脱退もできました。ところが、新しい後期高齢者医療制度は従来の広域連合と違い、法律によって市区町村に広域連合加盟を義務づけました。高齢者に保険料値上げや差別医療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決めて、脱退も認めないというのは、地方自治の建前にも反するというふうに思うのであります。

この規約に市町村議会への報告義務、議員定数の公平配分、後期高齢者の意思反映の仕組み、情報公開の徹底なども盛り込む必要があるというふうに考えております。

後期高齢者は、介護保険と同様に、年金からの天引き方式などで保険料を徴収をされます。発足当時は確かに安く保険料を設定されたとしても、高齢者数の増加や医療費の増大に応じて自動的に値上げされてくることは、火を見るよりも明らかであります。

保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証あるいは資格証明書が発行されます。診療報酬も他世代と別建てにされ、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体

系を口実に、診療報酬引き下げ、手抜き医療になる危険も考えられるのであります。

以上のように、この制度にはたくさん問題があるというふうに考え、よって反対するものであります。

よろしく議員各位のご判断をお願いをいたします。

議長【八田外茂男君】 議案第96号の反対討論がありました。

これに対する賛成討論などありますでしょうか。

ほかに討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第86号平成18年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第87号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号平成18年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第1号）、議案第89号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第90号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第91号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第92号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の2議案を一括して採決いたします。

16番【堂下清孝君】（議席より）91号と92号を分けていただけませんか。

議長【八田外茂男君】 はい。ご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 それでは、議案第91号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第92号平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決

されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第93号内灘町長等及び職員の倫理条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第94号内灘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第95号内灘町新エネルギー事業財政調整基金条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第96号石川県後期高齢者医療広域連合の設立につい

てを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第97号内灘町道路線の認定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第98号請負契約の締結について〔大根布バイパス管整備工事（その2）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議長【八田外茂男君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

まず、陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立多数であります。よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案の上程

議長【八田外茂男君】 日程第3、追加議案の上程を行います。

議案第99号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、議案第100号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

議長【八田外茂男君】 町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、12月6日の議会開会以来、連日にわたりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に上程いたしました議案第86号から議案第98号までの議案につきまして適切なるご決議を賜り、重ねて感謝申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきましては、太田守氏の死去により、現在空席となっております固定資産評価員に河村久二男氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

議案第100号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めますことにつきましては、北川外義氏の死去により、現在空席となっております固定資産評価審査委員会委員に砂山吉則氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成19年3月31日をもって任期満了を迎えます現委員の林腰紀男氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めます。

以上、追加議案の提案理由につきまして説明をいたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【八田外茂男君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入り

ます。

討論ありますか。 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより、追加議案の採決に入ります。

まず、議案第99号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第99号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、これを同意することに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、議案第100号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議案第100号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

議長【八田外茂男君】 次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに決定いたしました。

議案の上程

議長【八田外茂男君】 日程第4、議会議案第6号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の省略

議長【八田外茂男君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

議長【八田外茂男君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【八田外茂男君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

議長【八田外茂男君】 これより議案の採

決に入ります。

議会議案第6号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【八田外茂男君】 起立全員であります。よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

閉会中継続審査及び調査

議長【八田外茂男君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

閉議・閉会

議長【八田外茂男君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成18年第4回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦労さまでした。

午後3時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員